

令和 6 年

上砂川町議会会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和6年第4回定例会

第1号(12月11日)

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
越前等の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	5
越前等の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	6
副議長の第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	6
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	7
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	7
例月出納検査結果報告(8・9・10・11月分)	7
認定第1号 令和5年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について(認定)	7
認定第2号 令和5年度上砂川町水道事業会計決算認定について(認定)	7
町長行政報告	9
教育長教育行政報告	9
同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	9
同意第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	10
議案第30号 上砂川町犯罪被害者等支援条例の制定について	11
議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第32号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)	13
議案第33号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)	16
議案第34号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算(第3号)	18
休会について	19
散会の宣告	19

第 2 号 (12月13日)

議事日程	2 1
会議録署名議員	2 1
開議の宣告	2 2
会議録署名議員指名について	2 2
一般質問	2 2
笹木 笑子	2 2
福祉課長 戸田 晋一	2 3
小澤 一文	2 4
総務課長 鷲尾 仁志	2 4
議案第30号 上砂川町犯罪被害者等支援条例の制定について (原案可決)	2 5
議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	2 5
議案第32号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算 (第6号) (原案可決)	2 5
議案第33号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第2号) (原案可決)	2 5
議案第34号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算 (第3号) (原案可決)	2 5
調査第4号 所管事務調査について (許可)	2 7
派遣第3号 議員派遣承認について (承認)	2 8
追加日程について	2 8
議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について (原案可決)	2 8
議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について (原案可決)	2 8
議案第37号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	2 8
議案第38号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算 (第7号) (原案可決)	3 2
議案第39号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第3号) (原案可決)	3 4
議案第40号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算 (第4号) (原案可決)	3 6
年末挨拶	3 8
閉会の宣告	4 0

出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.11	12.13
1	石 田 浩 二	○	○
2	藏 根 高 史	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○
4	小 澤 一 文	○	○
5	越 前 等	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○
7	吉 川 洋	○	○
8	高 橋 成 和	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.11	12.13
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○
総 務 課 長	鷺 尾 仁 志	○	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○	○
建 設 環 境 課 長	内 野 博 之	○	○
建設環境課技師長	鈴 木 健 一	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
会 計 管 理 者	佐 藤 利 哉	○	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○	○
医療保険担当課長	沼 明 仁	○	○
健康推進課長	林 孔 美	○	○
教 育 次 長	齊 藤 修 実	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.11	12.13
議会事務局長	浅 利 基 行	○	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○	○

令和 6 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

12月11日（水曜日）午前10時00分 開会
午前10時52分 散会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
12月11日～12月13日
3日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
 - 2) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（越前議員）
 - 3) 第 2 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（越前議員）
 - 4) 第 2 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
 - 5) 石狩川流域下水道組合議会第 2 回定例会結果報告（議長）
 - 6) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 7) 例月出納検査結果報告（8・9・10・11月分）
- 第 4 認定第 1 号 令和 5 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 2 号 令和 5 年度上砂川町水道事業会計決算認定について
- ※ 決算特別委員会委員長報告
- ※ 認定第 1 号・第 2 号は、報告に対する採決とする。（質疑・討論は省略とする。）
- 第 6 町長行政報告
- 第 7 教育長教育行政報告
- 第 8 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 6 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- ※ 同意第 5 号～第 6 号は、即決とする。
- 第 10 議案第 30 号 上砂川町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 11 議案第 31 号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 32 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）

第13 議案第33号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）

第14 議案第34号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第3号）

※ 議案第30号～第34号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

2番 藏 根 高 史 3番 笹 木 笑 子

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和6年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、12月11日から12月13日の3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、12月11日から12月13日の3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 次、日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会と第2回砂川地区広域消防組合議会定例会の結果報告について報告を求めます。越前議員。

○5番（越前 等） 令和6年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年11月29日金曜日午後2時から。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、報告第1号 事務報告書の提出について、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月出納検査報告について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決、認定、承認されましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、令和6年第2回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年11月29日金曜日午後3時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 令和5年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月出納検査報告について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決、認定、承認されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（高橋成和） 続きまして、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会の結果報告について報告を求めます。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 令和6年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、ご報告をいたします。

日時は、令和6年11月28日木曜日午前11時15分。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 専決処分について（中空知広域市町村圏組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 令和5年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されましたので、ご報告をいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、石狩川流域下水道組合議会第2回定例会と第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の結果報告については、私から行います。

最初に、令和6年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年11月27日水曜日午後2時15分から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、報告第1号 定期監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について、報告第3号 令和5年度決算に係る資金不足比率について、議案第1号 令和6年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 副組合長の選任について、認定第1号 令和5年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、副組合長に奈井江町副町長、辻脇泰弘氏が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、可決、認定されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和6年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年11月28日木曜日午後1時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 専決処分について（中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 令和5年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の8月、9月、10月、11月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第4、認定第1号 令和5年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 令和5年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この2件を一括して決算特別委員会委員長に報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

本件について委員長の報告を求めます。笹木委員長。

○決算特別委員長（笹木笑子） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、認定第1号 令和5年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・下水道事業特別会計）決算認定についてと認定第2号 令和5年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、令和6年9月11日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、10月22日に本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により所管課長等から説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号、令和5年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号、令和5年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋成和） ただいま決算特別委員会委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件につきましては全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和5年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号について委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和5年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第6、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和6年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第7、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

令和6年第3回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書を御覧いただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第5号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書1ページを御覧願ひます。ただいま上程されました同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたします。

次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

提案理由といたしましては、現委員、土井上一雄氏が令和7年1月18日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願ひます。住所、XXXXXXXXXX。氏名、土井上一雄。生年月日、XXXXXXXXXX。職業、XXXXXXXXXX。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎同意第6号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、同意第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書2ページを御覧願います。ただいま上程されました同意第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたします。

次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

提案理由といたしましては、現委員、伊東裕鐘氏が令和6年12月25日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めます。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。住所、
。氏名、伊東裕鐘。生年月日、
。職業、
。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件につきましても人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第6号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第30号

○議長（高橋成和） 続きまして、日程第10、議案第30号 上砂川町犯罪被害者等支援条例の制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書3ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第30号上砂川町犯罪被害者等支援条例の制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的として本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示により、議案第30号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1をご参照願います。このたびの条例制定は、本町が犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的として新たに条例を制定するものであります。

これまでの犯罪被害者等支援をめぐる経過といたしまして、国においては犯罪被害に遭っても公平かつ適正な支援を受けられるよう平成16年に犯罪被害者等基本法が成立、この基本法の中で都道府県や市町村は国との適切な役割分担を踏まえた施策と責務を有することが定められており、北海道においては平成30年に北海道犯罪被害者等支援条例を、本町においても平成22年に犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目的とし、生活安全条例を制定したところであります。

このたび制定する条例の概要につきましては、警察庁より犯罪被害者等施策のさらなる推進を図るため地域格差をなくし、地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築が求められていることから、現行の生活安全条例による施策をより具体化するものであり、例えば必要に応じて相談窓口を設置し、住居に住み続けることが困難になった方への支援、各種保健医療や福祉制度の案内、調整、さらには犯罪行為により死亡した遺族の方や重軽傷を負った方に対する見舞金の支給など、国や道、道警など関係機関と相互の連携を

図りながら犯罪被害者等支援の推進に努めるものであります。

なお、見舞金の支給基準につきましては、遺族見舞金を30万円、傷害見舞金を10万円とし、施行期日は令和7年4月1日と定めております。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第31号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書8ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第31号上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方公共団体情報システム標準化基本方針に係る本町基幹業務システムの標準化移行に伴い、本条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、ご指示によりまして、議案第31号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に規定する地方公共団体情報システム標準化方針に基づき、各地方公共団体は国が示す仕様書により令和7年度末までに住民基本台帳システム等基幹業務システムを標準化基準に適合するシステムへ移行することが求められていることによるものでございます。

本町におきましては、標準システムの移行時期を令和7年10月と予定しておりますが、移

行する標準化システムでは地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住登外者の宛名番号管理機能が共通機能として設けられており、この機能を利用する事務については独自利用事務として、また庁内連携事務として条例規定が必要であると国から示されたことから、関係条項を改正するものでございます。

あわせて、生活保護法の改正により進学準備給付金が進学・就職準備給付金に改められたことから、条例中の規定を改正するものでございます。

条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー2の新旧対照表を御覧願います。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第32号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、議案第32号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第32号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,540万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年12月11日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第32号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税2,074万8,000円の追加で、18億3,574万8,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金2,545万円の減額で、2億4,683万9,000円となります。

1 項国庫負担金188万1,000円の追加で、1億5,418万8,000円となります。

2 項国庫補助金2,733万1,000円の減額で、9,192万5,000円となります。

15款道支出金27万1,000円の減額で、1億1,667万2,000円となります。

1 項道負担金27万1,000円の減額で、9,871万5,000円となります。

19款繰越金277万3,000円の追加で、8,607万6,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

21款町債1,220万円の追加で、2億8,100万円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が1,000万円の追加で、33億2,540万円となります。

2、歳出、2款総務費2,049万4,000円の減額で、4億8,313万8,000円となります。

1 項総務管理費1,627万4,000円の追加で、4億209万3,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費3,698万8,000円の減額で、5,370万8,000円となります。

4 項選挙費22万円の追加で、1,600万5,000円となります。

3款民生費960万2,000円の追加で、7億2,829万6,000円となります。

1 項社会福祉費788万8,000円の追加で、6億5,828万6,000円となります。

2 項児童福祉費171万4,000円の追加で、6,729万5,000円となります。

4款衛生費465万8,000円の追加で、1億8,494万9,000円となります。

1 項保健衛生費244万円の追加で、9,765万7,000円となります。

2 項清掃費221万8,000円の追加で、8,729万2,000円となります。

7款商工費1,974万円の追加で、2億1,238万5,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8款土木費224万円の減額で、3億6,507万3,000円となります。

1 項土木管理費54万8,000円の追加で、1億444万1,000円となります。

2 項道路橋りょう費93万1,000円の減額で、1億4,792万2,000円となります。

3 項住宅費185万7,000円の減額で、1億1,271万円となります。

10款教育費10万円の追加で、1億7,491万9,000円となります。

4 項社会教育費10万円の追加で、845万7,000円となります。

13款職員費136万6,000円の減額で、5億6,317万6,000円となります。

次ページであります。1 項職員費、同額であります。

歳出合計が1,000万円の追加で、33億2,540万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。成寿苑介護浴槽更新事業、860万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

町立診療所医療用備品整備事業、360万円、同上、同上、同上。

合計1,220万円。

事項別明細書9ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項1目一般管理費213万円の減額は、1節報酬、臨時筆耕分1名分の精査として215万7,000円の減額と3節職員手当等は会計年度任用日額職員の処遇改善として期末手当2万7,000円を追加するものであります。

4目会計管理費15万8,000円の追加は、日額職員の期末手当の追加であります。

5目財産管理費503万円の追加は、成寿苑介護浴槽が故障したため、更新経費として910万円の追加と入札執行残との相殺によるものであります。

6目企画費37万3,000円の減額は、入札執行残による精査であります。

11目地域振興費28万9,000円の追加は、猛暑対策として各町生活館を涼みどころとして開放したため、各町自治会に電気料金等を補助するものであります。

14目電力・ガス・食料品等価格高騰対策費1,330万円の追加は、町では物価高騰対策として町内で利用できる商品券を全町民1人当たり5,000円を年内に郵送で交付するもので、使用期限は令和7年2月末としており、商工会議所への委託料として140万円、商品券交付事業として1,190万円計上するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費3,698万8,000円の減額は、総合行政システム標準化、共通化につきましては当初令和7年1月に運用開始する予定でありましたが、バンダーの都合で運用時期が令和7年10月に変更となったことから、一部経費を翌年度に繰り越すため減額となるものであります。

4項3目町議会議員選挙費22万円の追加は、選挙用はがき及び入場券の郵便料の追加であります。

3款1項1目社会福祉総務費15万8,000円の追加は、砂川市地域活動支援センターに通所する利用者割合の増によるもので、2目老人福祉費773万円の増額は下鶴グループホーム屋根ふき替え工事が国庫補助金の対象となったことから追加するものであります。

2項1目児童福祉総務費155万6,000円の追加は、18節負担金、補助及び交付金21万6,000円の追加は通園センターの水遊び場整備に係る負担金の計上で、19節扶助費134万円の追加は児童手当制度拡充に伴う追加であります。

2目認定こども園等複合施設費15万8,000円の追加は、日額職員の期末手当の追加であります。

4款1項1目保健衛生総務費244万円の追加は、10節需用費16万円の減額は東鶴歯科診療所屋根ふき替え工事の入札執行残の精査で、27節繰出金260万円の追加は水道事業会計繰出金の追加であります。

2項2目じん芥処理費150万1,000円の追加は、3節職員手当等50万1,000円の追加は日額職員の期末手当の追加で、10節需用費100万円の追加は最終処分場移送ポンプ及びじんかい車の修繕料の計上であります。

3目し尿処理費71万7,000円の追加は、3節職員手当等41万4,000円の追加は日額職員の期末手当の追加、10節需用費30万3,000円の追加はし尿収集車の修繕料の計上であります。

7款1項2目企業開発費2,050万円の追加は、7節報償費50万円の追加はジャムを製造販売している月見原工房が製造工場を整備したため50万円を計上するもので、18節負担金、補助及び交付金2,000万円の追加は源泉ポンプ、熱源給湯ポンプ並びに熱交換器プレートの更新経費の計上であります。

3目観光費76万円の減額は、入札執行残の精査であります。

8款1項1目土木総務費54万8,000円の追加は、下水道事業会計繰出金の追加であります。

2項1目道路維持費93万1,000円の減額は、3節職員手当等170万2,000円の追加は日額職員の期末手当の追加で、14節工事請負費263万3,000円の減額は入札執行残の精査であります。

3項1目住宅管理費185万7,000円の減額は、入札執行残の精査であります。

10款4項3目社会教育施設費10万円の追加は、木工製品を製作する地域おこし協力隊の活動拠点となる趣芸館の燃料費の追加であります。

13款1項1目職員給与費136万6,000円の減額は、職員及び会計年度任用職員の異動に伴う人件費の精査であります。

次に、7ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税2,074万8,000円の追加は、普通交付税の追加であります。

14款1項1目民生費負担金188万1,000円の追加は、歳出増に伴う追加であります。

2項1目総務費補助金3,531万1,000円の減額は、歳出減に伴う減額で、2目民生費補助金893万2,000円の追加は、1節社会福祉費補助金773万円の追加は歳出同額を計上するもので、2節児童福祉費補助金120万2,000円の追加は6月補正予算計上した事業が満額採択されたことによる追加であります。

4目土木費補助金95万2,000円の減額は、入札執行減に係る精査であります。

15款1項1目民生費負担金27万1,000円の減額は、国庫負担割合増に伴う減額であります。

19款1項1目繰越金277万3,000円の追加は、前年度繰越金の計上であります。

21款1項1目総務債1,220万円の追加は、公共施設等整備事業債の追加であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第33号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、議案第33号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第33号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

(総則)

第1条 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、収入、第1款水道事業収益、既決予定額1億2,695万8,000円、補正予定額260万円追加、計1億2,955万8,000円。

第2項営業外収益、4,843万4,000円、260万円追加、5,103万4,000円。

支出、第1款水道事業費用、1億2,695万8,000円、260万円追加、1億2,955万8,000円。

第1項営業費用、1億1,961万8,000円、260万円追加、1億2,221万8,000円。

次ページでございます。

(他会計からの補助金)

第3条 予算第8条に定めた水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「4,939万2,000円」を「5,199万2,000円」に改める。

令和6年12月11日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第33号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)実施計画。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益260万円の追加で、1億2,955万8,000円となります。

2項営業外収益260万円の追加で、5,103万4,000円となります。

2目他会計補助金260万円の追加で、5,103万1,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用260万円の追加で、1億2,955万8,000円となります。

1項営業費用260万円の追加で、1億2,221万8,000円となります。

1目原水及び浄水費260万円の追加で、2,694万1,000円となります。

事項別明細書4ページ、収益的支出でございます。収益的支出、1款1項1目原水及び浄水費260万円の追加は、修繕費180万円の追加は経年劣化により受電盤が破損したため計上するもので、薬品費80万円の追加は原水汚濁による薬品使用料の増によるものであります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、1款2項2目他会計補助金260万円の追加は、一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第34号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、議案第34号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第34号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、収入、第1款下水道事業収益、既決予定額1億1,364万9,000円、補正予定額54万8,000円追加、計1億1,419万7,000円。

第2項営業外収益、8,480万8,000円、54万8,000円追加、8,535万6,000円。

支出、第1款下水道事業費用、1億1,364万9,000円、54万8,000円追加、1億1,419万7,000円。

第1項営業費用、1億11万1,000円、54万8,000円追加、1億65万9,000円。

次ページでございます。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

（1）職員給与費、既決予定額1,040万1,000円、補正予定額54万8,000円追加、計1,094万9,000円。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第8条に定めた下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受けるとする金額「4,483万5,000円」を「4,538万3,000円」に改める。

令和6年12月11日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第34号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画。収益的収入及び支出、収益的収入、1款下水道事業収益54万8,000円の追加で、1億1,419万7,000円となります。

2項営業外収益54万8,000円の追加で、8,535万6,000円となります。

2目他会計補助金、54万8,000円の追加で、4,410万5,000円となります。

収益的支出、1款下水道事業費用54万8,000円の追加で、1億1,419万7,000円となります。

1項営業費用54万8,000円の追加で、1億65万9,000円となります。

2目総係費54万8,000円の追加で、1,615万2,000円となります。

事項別明細書4ページ、収益的支出でございます。収益的支出、1款1項2目総係費54万8,000円の追加は、昇格等に伴う人件費の精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、1款2項2目他会計補助金54万8,000円の追加は、一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。行政常任委員会開催のため、明日12日を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、明日12日は休会することに決定いたしました。

また、13日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

令和 6 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 2 日）

12月13日（金曜日）午前10時00分 開 議
午前11時00分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 3 0 号 上砂川町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 4 議案第 3 1 号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 3 2 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 6 議案第 3 3 号 令和 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 3 4 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
※ 議案第 3 0 号～第 3 4 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 8 調査第 4 号 所管事務調査について
- 第 9 派遣第 3 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 1 0 議案第 3 5 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 3 6 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 3 7 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議案第 3 8 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 1 4 議案第 3 9 号 令和 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 5 議案第 4 0 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 4 号）

○会議録署名議員

2 番 藏 根 高 史 3 番 笹 木 笑 子

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和6年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 議長の許可をいただきましたので、さきの通告に従いまして、ケアラー（介護者）支援について質問いたします。

令和2年9月に同じテーマで一般質問した経緯がありますが、そこから4年余りがたち、その間に北海道ケアラー支援条例（令和4年4月1日施行）が施行され、条例制定へ向けた取組、施行された市町もあります。また、社会福祉法改定により共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業（令和3年施行）も整備されました。本町におけるケアラー支援の状況は、包括センターを中心に認知症と共に歩む会（さつき会）、認知症サポーター養成講座、カフェまちなか、認知症サロン、生活支援事業などで対応、取り組まれていることは承知しており、日頃の活動、支援には敬服いたしております。しかし、これらのほとんどの支援は、認知症家族の方への支援であります。高齢者世帯が多く、認知症の方の割合も23.8%と高い本町にとりましては大切なことと承知していますが、認知症の方以外にも老老介護、8050問題、子育てとのダブルケア、多重ワンオペ介護など多様なケアラーの存在があります。ヤングケアラーにつきましては、現在アンケート調査中とのことですが、独り親家庭の割合が高い本町ですので、ヤングケアラーが生まれる可能性はがあると推測されます。2025年には、団塊の世代が75歳以上となります。また、町づくりの視点からも可能な限り住み慣れた地域で

生活を継続することができる社会には、誰もが安心して介護、看護のできる地域づくりが必要と考えます。また、共生社会の実現の視点からも全町民に広げていくためには、全世代を対象に拡大してワンストップで分野を問わず全町、全庁的な取組に広げることが大切だと考えます。

そこで、本町においてもケアラー支援条例制定を提案いたします。多様なケアラーを包括的に支援する条例の制定により、地域でケアラーを支えていくことを明確化し、機運を高めることは介護休業、休暇制度が利用しやすい職場づくりによる介護離職の予防や働き方につながり、また互助、共助の共生社会の取組は見守り、子育て支援、防災組織の充実につながると考えます。条例制定を視野に町としての考えを伺います。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） 3番、笹木議員のご質問、ケアラー（介護者）支援についてお答えいたします。

ケアラーとは、高齢、身体上または精神上的の障害、疾病等により援助を必要とする家族、友人、その他身近な人に対して無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する方のことで、またケアラーが高校生以下の場合はヤングケアラーとも言われております。

近年では、北海道が全国を上回るスピードで進展する少子高齢化や介護サービス利用者の増加が認められることから、北海道においてはご家族などケアラーを地域社会全体で支える町づくりの実現を目指し、北海道ケアラー支援条例が令和4年4月に施行され、普及啓発の促進、早期発見及び相談の場の確保、ケアラーを支援するための地域づくりの3つの柱を基本的施策とし、ケアラー支援に係る講師派遣や相談窓口の設置など各種事業を展開しております。

本町におきましては、地域包括支援センターが中心となり、介護などの支援を必要とする方、支援を提供する方がお一人で困難を抱えない環境づくりとして認知症カフェや認知症サポーター養成講座など認知症関連の施策の実施のほか、介護全般につきましてもそれぞれの状況に合った適切なケアプランを作成し、介護サービスにつなげることによりケアラーの負担を軽減しており、介護以外の幅広い生活課題に対しても解決に向けた総合相談支援を行っているところでございます。また、ヤングケアラー問題につきましても、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりアンケート調査を実施したところ、該当する事案は認められておりませんでした。誰もがケアラーとして困難を抱える可能性があることから、子育てだけでなく、障害、疾病に係るケアラーについても孤立、困窮状態に陥らないように伴走型の子育て支援をはじめ、障害者の自立支援に係る各種施策を展開しております。このように本町においては既にケアラーに対して公的支援やサービスの提供に努めておりますが、地域において家族などのケアラーが安心して暮らすためにはこれまで以上に町民が広くケアラー支援に関する理解を深め、相互に支え合う地域づくり、町づくりに関心

を持ち、目指すことが重要と認識しております。

議員のご質問にありましたケアラー支援の条例につきましては、何よりも町民や地域、事業所を含む関係機関のケアラー支援に関する理解がこれからの最大の目標となることから、地域福祉において大きな役割を担う社会福祉協議会、その他関係機関と調整の上、さらなる機運の醸成に取り組み、社会資源や人材等に係る課題もありますので、広域的な取組も視野に入れ、第8期上砂川町総合計画の計画策定期間中の早い時期での条例制定に努めていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 通告に従いまして、質問させていただきます。

本年元日に発生した能登半島地震から間もなく1年です。現在も多くの住民が避難所で暮らしています。国の中央防災会議は、本年6月、災害対応の基礎となる防災基本計画の修正を行いました。修正のポイントは、今回の能登半島地震において高齢者や妊婦、障害者などの要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性を明記しました。具体的には、市町村に対して避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置することや栄養バランスの取れた適温の食事の提供、そして入浴や洗濯などの生活に必要な水の確保に努めるよう要請しています。また、指定避難所の保健衛生環境の整備について仮設トイレの早期設置に加えて簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーを明示し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めることを市町村に要請しています。特に今回の地震でも有効であったトイレトレーラーなどの配置に努力することについて明記されました。いずれも指定避難所における生活環境を良好にするために必要な修正です。

そこで、災害応急対策の福祉的な支援及びトイレトレーラーを含む保健衛生環境の整備について本町の今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） 4番、小澤議員のご質問、災害時の福祉的な支援及び保健衛生環境の整備についてお答えいたします。

初めに、年始に発生した能登半島地震におきまして耐震化対策の重要性や暖房の確保、支援品の供給遅れに加え、断水の長期化によるトイレや洗面所など衛生環境の悪化、寝床対策など数多くの課題が明らかとなりました。議員のご質問の中で触れられておりますように、国が本年6月に見直しを行った防災基本計画では能登半島地震での課題を踏まえた修正内容となっており、避難所運営に関しましては衛生面での配慮や高齢化に伴う福祉的支援の

充実について明確化されております。

本町においては、従前より段ボールベッドやパーティション、暖房器具のほか、様々な立場の方に配慮した避難所づくりができるよう、紙おむつ、育児ミルクなど高齢者や子供、女性に必要な備蓄品につきましても年次的に整備を行っております。また、トイレ対策につきましても簡易トイレやワンタッチテントといった備蓄品の整備を進めている中、トイレトレーラーの導入は広域的な支援として活躍した事例もあり、有効な対策ではあるものの、購入費用や維持管理費、牽引運転免許の取得、運転要員の確保などの課題があるほか、後年度における災害備蓄品の補充、更新に係る費用と管理を考慮しますと非常に負担が大きいものと考えております。

しかしながら、国におきましては、来年度に地方創生交付金予算を拡充し、市町村が導入する移動式トイレ、給水設備など生活環境の改善が見込まれる費用に対し財政的支援を行う方針が固められました。他市町村の動向を把握しながら導入を検討するとともに、民間が保有するトレーラーハウスや移動式トイレを把握するためのデータベースを創設することですので、その調査結果を踏まえまして民間事業者との防災協定締結も視野に衛生面での強化を図ってまいりたいと考えております。

このほか、避難所運営に関し、避難者に係る健康状態の把握や災害時要配慮者、在宅避難者への対応などにつきましても関係部署との連携強化に努めながら、厚生労働省における福祉的支援体制のガイドラインに基づきまして都道府県や社会福祉協議会、社会福祉施設等支援者など官民協働による災害福祉支援ネットワークを介しまして必要な支援の要請も行ってまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第30号から日程第7、議案第34号については既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第30号 上砂川町犯罪被害者等支援条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 上砂川町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第32号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）については、

原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第33号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第34号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第3号

○議長（高橋成和） 日程第9、派遣第3号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に議案6件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第35号 議案第36号 議案第37号

○議長（高橋成和） 日程第10、議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第37号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 追加議案書1ページを御覧願いたいと思います。ただいま一括上程されました議案第35号及び議案第36号並びに議案第37号について提案理由を申し上げます。

初めに、議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与及び寒冷地手当について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

続きまして、追加議案書20ページを御覧願います。議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものと

する。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

続きまして、追加議案書22ページを御覧願います。議案第37号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、会計年度任用職員の給与について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例中別表の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、別表の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示により、議案第35号から議案第37号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、一般職及び会計年度任用職員の月例給とこれに特別職及び議会議員を含めた期末、勤勉手当、さらに寒冷地手当について令和6年人事院勧告に準じた改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー3を御覧願います。初めに、人事院勧告に基づく給与等の改定についてですが、人事院では官民給与比較の調査の結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることになり、その較差是正のため給与の引上げ勧告を行っております。主な勧告内容であります。1の令和6年度給与勧告の概要にありますとおり、民間給与との較差1万1,183円を解消するため、初任給で大卒2万3,800円、高卒2万1,400円を引き上げ、初任給及び若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に俸給月額を平均で3.0%引き上げるとともに、期末、勤勉手当について現行4.5か月から4.6か月と0.1か月分の引上げを行いまして、併せて寒冷地手当については民間同種支給額を踏まえ、月額11.3%引き上げるものでございます。

なお、期末、勤勉手当の支給月数の内訳といたしまして、本年度においては6月期に2.25月、12月期に2.35月を支給、次年度以降は6月期に2.3月、12月期に2.3月を支給するものであります。また、既に支給済みである一般職の給料の引上げ分は実施時期である令和6年4月1日に遡及して支給し、会計年度任用職員は令和7年1月1日から支給を予定をしてお

ります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー4からナンバー6の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例中別表の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第35号でございます。2ページを御覧願います。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第17条第2項中「100分の102.5」を「100分の105」に改め、同項ただし書中「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

(上砂川町職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正)

第2条 上砂川町職員の寒冷地手当に関する条例(昭和39年上砂川町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の表世帯主である職員の項月額の欄中「2万6,380円」を「2万9,400円」に、「1万4,580円」を「1万6,200円」に改め、同表その他の職員の項月額の欄中「1万340円」を「1万1,500円」に改める。

附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の一般職の職員の給与に関する条例及び上砂川町職員の寒冷地手当に関する条例(以下「給与条例等」という。)の規定を適用する場合において、改正前の給与条例等の規定に基づいて支給された給与又は手当は、改正後の給与条例等の規定による給与又は手当の内払とみなす。

続きまして、議案第36号でございます。21ページを御覧願います。特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の10」を「100分の15」に改め、同項第1号中「100分の225」を「100分の230」に、同項第2号中「100分の225」を「100分の230」に改める。

(上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の10」を「100分の15」に改め、同項第1号中「100分の225」を「100分の230」に、同項第2号中「100分の225」を「100分の230」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

2 改正後の給与条例等の規定に適用する場合においては、この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

続きまして、議案第37号でございます。23ページを御覧ください。第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年上砂川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

附則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第35号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第36号の質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第36号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第37号の質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第37号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第38号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、議案第38号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第38号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,260万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月13日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第38号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税2,720万円の追加で、18億6,294万8,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

歳入合計が2,720万円の追加で、33億5,260万円となります。

2、歳出、1 款議会費55万9,000円の追加で、3,701万2,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費27万1,000円の追加で、4 億8,340万9,000円となります。

1 項総務管理費27万1,000円の追加で、4 億236万4,000円となります。

3 款民生費71万3,000円の追加で、7 億2,900万9,000円となります。

1 項社会福祉費71万3,000円の追加で、6 億5,899万9,000円となります。

4 款衛生費42万1,000円の追加で、1 億8,537万円となります。

1 項保健衛生費42万1,000円の追加で、9,807万8,000円となります。

7 款商工費4 万4,000円の追加で、2 億1,242万9,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費16万6,000円の追加で、3 億6,523万9,000円となります。

1 項土木管理費16万6,000円の追加で、1 億460万7,000円となります。

10 款教育費48万8,000円の追加で、1 億7,540万7,000円となります。

2 項小学校費27万5,000円の追加で、5,671万1,000円となります。

3 項中学校費21万3,000円の追加で、5,194万3,000円となります。

13 款職員費2,453万8,000円の追加で、5 億8,771万4,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が2,720万円の追加で、33億5,260万円となります。

事項別明細書6 ページ、歳出でございます。3、歳出、1 款1 項1 目議会費55万9,000円の追加は、人勸に伴う追加で、2 款1 項12 目地域おこし協力隊事業費、13 目集落支援員事業費の追加は人勸に伴う追加であります。

3 款1 項3 目社会福祉施設費7 万円の追加と5 目地域包括支援センター費64万3,000円の追加は、人勸に伴う追加であります。

4 款1 項1 目保健衛生総務費42万1,000円の追加は、水道事業会計繰出金の追加でありま

す。

7款1項1目商工振興費4万4,000円の追加は、人勸に伴う追加であります。

8款1項1目土木総務費16万6,000円の追加は、下水道事業会計繰出金の追加であります。

10款2項1目学校管理費27万5,000円の追加と3項1目学校管理費21万3,000円の追加は、人勸に伴う追加であります。

13款1項1目職員給与費2,453万8,000円の追加は、人勸に伴う追加であります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税2,720万円の追加は、普通交付税の追加であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第39号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、議案第39号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第39号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、収入、第1款水道事業収益、既決予定額1億2,955万8,000円、補正予定額42万1,000円追加、計1億2,997万9,000円。

第2項営業外収益、5,103万4,000円、42万1,000円追加、5,145万5,000円。

支出、第1款水道事業費用、1億2,955万8,000円、42万1,000円追加、1億2,997万9,000円。

第1項営業費用、1億2,221万8,000円、42万1,000円追加、1億2,263万9,000円。

次ページでございます。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

(1) 職員給与費、既決予定額2,325万9,000円、補正予定額42万1,000円追加、計2,368万9,000円。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条に定めた水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「5,199万2,000円」を「5,241万3,000円」に改める。

令和6年12月13日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第39号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)実施計画。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益42万1,000円の追加で、1億2,997万9,000円となります。

2項営業外収益42万1,000円の追加で、5,145万5,000円となります。

2目他会計補助金42万1,000円の追加で、5,145万2,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用42万1,000円の追加で、1億2,997万9,000円となります。

1項営業費用42万1,000円の追加で、1億2,263万9,000円となります。

4目総係費42万1,000円の追加で、3,146万7,000円となります。

事項別明細書4ページ、収益的支出でございます。収益的支出、1款1項4目総係費42万1,000円の追加は、人勸に伴う追加であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、1款2項2目他会計補助金42万1,000円の追加は、一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第40号

○議長（高橋成和） 日程第15、議案第40号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第40号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、収入、第1款下水道事業収益、既決予定額1億1,419万7,000円、補正予定額16万6,000円追加、計1億1,436万3,000円。

第2項営業外収益、8,535万6,000円、16万6,000円追加、8,552万2,000円。

支出、第1款下水道事業費用、1億1,419万7,000円、16万6,000円追加、1億1,436万3,000円。

第1項営業費用、1億65万9,000円、16万6,000円追加、1億82万5,000円。

次ページでございます。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

（1）職員給与費、既決予定額1,094万9,000円、補正予定額16万6,000円追加、計1,111万5,000円。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第8条に定めた下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受け
る金額「4,538万3,000円」を「4,554万9,000円」に改める。

令和6年12月13日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたしま
す。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第40号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画。
収益的収入及び支出、収益的収入、1款下水道事業収益16万6,000円の追加で、1億1,436万
3,000円となります。

2項営業外収益16万6,000円の追加で、8,552万2,000円となります。

2目他会計補助金16万6,000円の追加で、4,427万1,000円となります。

収益的支出、1款下水道事業費用16万6,000円の追加で、1億1,436万3,000円となります。

1項営業費用16万6,000円の追加で、1億82万5,000円となります。

2目総係費16万6,000円の追加で、1,631万8,000円となります。

事項別明細書4ページ、収益的支出でございます。収益的支出、1款1項2目総係費16万
6,000円の追加は、人勸に伴う追加であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、1款2項2目他会計補助金16万6,000円の追
加は、一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより
順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第4号）は、原
案のとおり決定いたしました。

◎年末挨拶

○議長（高橋成和） 以上で今定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

今年最後の議会でございますので、ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議長のご指示により、令和6年の最終議会に当たりご挨拶をさせていただきます。

早いもので12月定例会の閉会を迎えたところであります。この1年間、高橋議長をはじめ議員各位には本町の抱える数多くの課題解決に向けご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、本会議におきましても提案いたしました全ての案件につきまして真摯なご審議を賜り、原案どおり可決、決定いただきましたことに重ねてお礼申し上げます。

改めてこの1年を顧みますと、まずは1月1日、お正月の家族団らんのさなかに発生いたしました能登半島地震、8月には日向灘地震、そしてこの地震に伴う南海トラフ地震情報が発出されるなど多くの地震が発生、さらには線状降水帯などによる集中豪雨により住宅の倒壊や土砂崩れなど全国各地で甚大な被害が発生し、また多くの尊い命が奪われました。改めて被災地の一日も早い復興を願いますとともに、お亡くなりになられました方々に心よりお悔やみ申し上げます。

北海道では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型巨大地震が想定されております。北海道においてその対策が進められておりますので、その趣旨に沿い、地域特性に応じた防災、減災体制の強化に努める必要があると考えさせられた1年でもありました。

一方、パリオリンピック・パラリンピックでは、旭川市出身の陸上女子やり投げの北口榛花選手の金メダル獲得など多くの日本人選手の活躍、さらには大リーグにおいては大谷翔平選手の大活躍と感動と大きな喜びも多かった年でもあったというふうに思っております。

さて、日本経済に目を向けたとき、やはり物価高騰、需給バランスの崩れにより原材料価格の上昇、円安、賃金上昇などからエネルギーや食料品等の価格が上昇し、日常生活に大きな影響を及ぼすだけでなく、日本経済を取り巻く環境にも厳しさを増し、上昇傾向は今後も続くと予想されているところであります。こうした中、本町においては本日町民の皆様の日常生活を支援するための補正予算案を可決いただきましたので、年内に交付できるよう作業着手してまいります。また、国の補正予算につきましては、昨日衆議院を通過し、早ければ17日に予算可決となる見込みでありますので、この予算案には物価高騰対策費が含まれております。詳細を把握し、本町における迅速な対応にも努めてまいりたいと思っております。

行政運営におきましては、デジタル、脱炭素化の推進をはじめ、行政事務が大きな転換期を迎えており、これらの課題にも既に取り組んでいるところでもあります。しかしながら、本町の重要課題は、依然として人口減少、少子高齢化問題であります。日本の2024年の出生

数は、前年比5.8%減の68万5,000人となる見通しとなっております。日本全体が人口減少と高齢化が進んでおります。本町を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しておりますが、5年後、10年後を見据え、人口減少に負けず、小さくても持続可能な町づくりを進めるための第8期総合計画を現在策定しているところであり、職員と共に全力を傾注するところでありますので、引き続き皆様方のご支援をお願い申し上げます。

皆様方の議員としての任期も明年2月までと間近に迫ってまいりました。議員各位には、この4年間これまで住民代表として本町の発展、振興にご尽力いただいたことに深く敬意を表するとともに、来期へのご健闘も心からご祈念申し上げます。これまでのご支援、ご協力に感謝を申し上げ、本年最終議会に当たっての挨拶とさせていただきます。この1年間、本当にありがとうございました。

○議長（高橋成和） 私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本年の4回の定例会と臨時会をはじめとした数々の議会活動に対しまして、皆様の真摯な取組のおかげで無事終了することができましたこと、心よりお礼申し上げます。

国外では、アメリカの大統領選でトランプ氏が勝利し、世界情勢がどのように変化していくのか、また国内においては10月に衆議院解散総選挙が行われ、与党が過半数割れとなる結果となり、今後の政権運営がどうなるのか注視していく必要がございます。

新型コロナウイルスにつきましても依然として猛威を振るっており、インフルエンザも感染者が発生していることから、引き続き感染対策に取り組まなければならないと思うところではあります。

現在の経済情勢については、円安が続き、食料品や燃料などの物価の高騰により私たちの生活に大きな影響を与えておりますが、今回の補正予算においても支援対策などを行っていただいたところでございます。

本町の重要課題でございます人口減少問題や少子高齢化問題につきましては、現在第8期総合計画後期基本計画を策定中であることから、子育て支援や高齢者支援及び移住定住対策など各種施策の充実やデジタル化や脱炭素化などの対応に向け、議会の立場として今後においても支援、協力していかなければならないと考えております。町を取り巻く情勢は、目まぐるしく変化し、その対応に大変多くのご苦労があると思っておりますが、奥山町長を中心に職員の皆様のご活躍を期待するところでございます。

冒頭にも申し上げましたが、議員各位におかれましては本年開催された各定例会、臨時会に提案されました全案件につきまして慎重審議をいただいたことに対しまして感謝を申し上げます。また、円滑な議会運営にご協力を賜りましたことに対しまして重ねて感謝を申し上げます。

今年も残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族共々お元気で新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で令和6年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子